

第4回 門真市生活保護行政対策本部会議及び 第1回 適正化推進委員会会議

開催日時 平成25年2月25日（月） 午後3時

開催場所 第2別館3階 第1会議室

出席委員	本 部 長	北村副市長
	副 本 部 長	川本副市長
	委 員	稲毛総合政策部長
	委 員	森本総務部長
	委 員	市原市民部長
	委 員	下治健康福祉部長
	委 員	藤井学校教育部長
	適正化推進委員	大矢総合政策部次長
	適正化推進委員	宮口総務部次長
	適正化推進委員	内田市民部次長
	適正化推進委員	福田健康福祉部次長
	適正化推進委員	中道健康福祉部次長
	適正化推進委員	中野学校教育部総括参事

事務局 大西健康福祉部管理監
狩俣課長
吉井課長補佐
西本課長補佐
北倉課長補佐
中本課長補佐
西谷主任

議 題

1. 各改善項目の検討実施状況について
 - (1) 不正受給防止・告訴基準策定・貧困ビジネス対策関係
 - (2) 自立支援プログラム策定推進及びボーダーライン層対策関係
 - (3) 体制整備・マンパワー・プライバシーポリシー向上推進対策関係
 - (4) 医療及び介護扶助適正化対策関係
 - (5) 債権管理及び滞納整理対策関係
2. 来年度の拡充事業及び実施方針について
3. 元生活保護受給者に係る生活保護費費用徴収処分について

議事要旨

○事務局報告 「門真市生活保護行政対策本部規程」の改正について

- ・ 平成 23 年 1 月に「門真市生活保護行政対策本部」を設置し、対策本部で決定された 32 の改善項目の改善に向けて様々な取り組みを進め、約 8 割の改善項目については、この 2 年間で実施または具体策の検討が出来た結果、保護世帯数、保護人員について、伸び率が鈍化傾向になっている。今後もなお引き続き適正化に向けた取り組みを進めていく。
- ・ 今後の適正化対策は、より保護課自身の主体的な取り組みが必要であり、この 2 年間の対策本部の運営の中で保護課の執行体制や職員の適正化に対する課題の認識や取り組み姿勢も高揚してきた。
- ・ 今後の対策本部は、より現場中心の考え方に立ち、適正化に向けた推進機関として保護課の適正化に向けた取り組みの進捗状況を検証し、担当部局への指示や改善に向けた取り組みについて、検討を行う機関とするため、より実践的、機動性のある組織体制にするべく、「門真市生活保護行政対策本部規程」を平成 25 年 2 月 22 日付に規程改正を実施。
- ・ 改正内容としては、「対策本部」では、本部長を市長から副市長へ、委員をより実践的な組織体制になるよう委員構成を 12 名から 7 名体制に変更。
- ・ 対策本部の下部組織「改革戦略部会」では、「適正化推進委員会」と名称変更し、委員長を福祉事務所長、副委員長を他の健康福祉部次長、委員としては、委員構成を 27 名から 6 名体制に変更。
- ・ 5 つの「作業部会」につきましては、いったん廃止とする。
- ・ その他の改正として、「門真市生活保護行政対策本部規程」第 2 条、所掌事務の整備と市長への報告事項を新設した。
- ・ 本対策本部は、組織体制の変更後初開催となり、対策本部及び適正化推進委員会との合同の会議とした。

○北村本部長よりあいさつ

- ・ 一昨年に生活保護受給者数が全国で 200 万人の大台に達した後、昨年 10 月現在では、214 万人と過去最多を更新し続ける中、ようやく国も「国と地方の協議」を経て検討された「生活支援戦略」に加え生活保護費も制度始まって以来の大幅な引き下げを検討する等、具体の動きが加速化する状況にある。
- ・ 本市でも、さまざまな対策を講じているが、社会経済状況、雇用環境は依然厳しく、保護受給世帯数、受給者数とも引き続き増加している。
- ・ 保護率も 50%を超える状況が続いており、また、歳出額も平成 23 年度の生活保護の扶助費の支出額が約 109 億円、本市の一般会計の 5 分の 1 を生活保護費が占める状況となっている。

- ・委員の皆様のご協力をいただき、生活保護行政対策本部において生活保護の適正化に向けた具体の施策について検討を重ねてきた。
- ・結果、平成 20 年度以降、急激な伸びであった保護受給者数・世帯数・保護率とも、対策本部設置後は、鈍化傾向を示しており、一定の成果が生まれつつあるものと考えている。
- ・事務局より説明があったように、今後の対策本部はこれまでの施策の検討期から、本格的な施策の実行期として、より一層のスピード感を持って保護適正化に取り組む。
- ・新たな対策本部では、適正化に向けた推進機関として、保護課の取り組みに検討を加える、より実践的な本部体制にしたいと考えている。
- ・本市の生活保護行政を取り巻く状況は依然として厳しいものがあり、一部局の対応では困難な問題も多々生じることがあることから、今後とも横断的な対応が必要不可欠であるため、引き続き委員の皆様方には、保護行政の適正化に向けた取組みにご協力願いたい。

○本会議の公開・非公開について確認

- ・会議は非公開とし、内容等については個人情報等を勘案した上でその概要を広報紙やホームページで公開する。
- ・会議録はホームページで公開する。

○各改善項目の検討実施状況について

【生活保護の状況の推移について】

- ・12 月末現在、保護世帯数 4,508 世帯、保護受給者数 6,610 人、保護率 51.42‰、昨年同月の数値では、保護世帯数 4,323 世帯、保護受給者数 6,467 人、保護率 49.99‰で、月々の世帯数及び受給者数の伸び率は鈍化傾向にあるものの、微増し続けている。
- ・急激な景気の後退が続いており、門真市の保護受給者数・世帯数・保護率とも伸び続けているが、伸び率は年々減少方向になってきているが、依然危機的状況には変わりないと認識している。

1. 不正受給防止・告訴基準策定・貧困ビジネス関係

- ・平成 25 年 1 月 31 日門真警察署との協議の結果、平成 23 年 3 月の 1 件目の告訴に続き 2 件目となる告訴状を受理してもらった。
- ・本事案は、保護開始時に提出が必要な「賃貸借契約書」を意図的に偽造し、実際の金額とは異なる金額を提示し、差額を不正に得た不正受給事案。
- ・なお、不正受給事案は、事案ごとに門真警察署に告訴の相談をしているが、近年の不正受給事案は悪質かつ巧妙である。これらのことを踏まえつつ、今

後も門真警察署と連携し、不正受給の根絶に向けた協議を行っていく。

- ・ また、警察署との連携のため不定期ではあるが、意見交換会を開催し、今後も警察署と連携を強化にしつつ不正対策に向け取り組んでいく。

2. 自立支援プログラム策定推進及びボーダーライン層対策関係

- ・ 今年度は、「就労自立」最重点課題として取り組んできた。
- ・ 就労指導をよりの確に行い、集中的かつ強力な就労支援による自立を促すことを目的とした、「門真市就労支援促進チーム」を課内に設置し毎月1回「就労支援促進チーム会議」を開催し、就労支援施策の調査研究や就労支援対象者の把握と調整、保護課で実施している「就労支援促進事業」及び「就労意欲喚起事業」やハローワークが実施する「福祉から就労」支援事業との円滑な連携も含め就労支援強化に努めている。
- ・ 新たな取組みとして、「稼働能力判定シート」を作成し「働くことのできる保護受給者」について、コーディネーターが中心となり、随時ケースワーカーが「稼働能力判定シート」を入力・更新することにより、保護課が抱える稼働能力者の現状把握が可能となった。
- ・ 就労決定者実績数は、平成23年度「就労促進事業」(27件)「就労意欲喚起事業」(91件)合わせて118件だったところが、平成24年12月末現在では、「就労促進事業」(32件)「就労意欲喚起事業」(81件)合わせて、113件と平成23年度を上回る見込みとなっている。
- ・ この実績は「稼働能力判定シート」を活用し、各ケースワーカーが抱える稼働能力者への的確に保護課の就労支援事業へ繋いだ結果と考えている。
- ・ 就労支援に繋ぐ前にあたり、本年度より新たに「就労支援総合セミナー」の一環である「基本セミナー」毎月1回開催し、就職活動等に際し必要な知識等の内容のセミナーをコーディネーターが中心となり運営・実施している。
- ・ セミナー参加者は、平成25年1月現在133名、うち57件が就労決定となっており、セミナー参加による一定の効果がみられている。
- ・ 今後は、セミナー内容もさらにステップアップし「面接セミナー」等の開催も視野に入れ、強化を進めていく。

3. 体制整備・マンパワー・プライバシーポリシー向上推進対策関係

- ・ 今年度より、ケースワーカーの配置基準を「地区別」から「世帯類型別」へと変更した。
- ・ 変更内容としては、再任用職員及び新たに採用した非常勤職員には、「高齢者世帯」や「障害者世帯」などの処遇に特段の注意を要しない非稼働世帯の担当とし、正規職員には、「その他世帯」や「母子世帯」などの稼働世帯を中心に担当へと変更した。
- ・ この配置基準変更により、正規職員の担当ケース数は一人あたり平均80ケースへと絞られ、就労支援チームを中心とした様々な就労支援や、稼働世帯

への訪問を従来の3か月に1回から2か月に1回に増やすなど、よりきめ細やかな就労支援・就労指導が可能となった。

4. 医療及び介護扶助適正化対策関係

- ・ 「長期入院者の社会復帰促進」として、年度当初のケースワーカーの配置基準の変更を機に見直し。
- ・ 従来、長期入院者の担当は、ケースをケースワーカー一人一人に均等に割り当てていたが、今年度より、ケアマネジャー有資格者の専任のケースワーカーを配置し、長期入院者に対しきめ細やかな支援を行うように体制を変更。
- ・ 結果、12月末現在で6か月以上の長期入院患者130人のうち8人が退院し、居宅等での生活への移行につながり、一定の効果が見られている。
- ・ 「後発医薬品の優先的処方について」では、昨年度より医師会等の協力をいただき、保護課窓口で当課が自作した「ジェネリックお願いカード」を配布。
- ・ 今年度は、厚生労働省より示された「啓発チラシ」を参考に「ジェネリックお願いカード」を新たに作成し、窓口での配布ではなく、保護受給全世帯に送付を予定しており、ジェネリック医薬品への利用促進を促す。

5. 債権管理及び滞納整理対策関係

- ・ 進行管理の強化及び現年分徴収の徹底を図るため、平成23年度に『門真市返還金及び徴収金規則』を施行し、督促・催告等の事務処理を実施。
- ・ 催告は、年2回の催告書の一斉発送を実施しており、実績としては、平成24年3月に179件、平成24年11月に229件の発送。
- ・ 催告状送付による効果の一例として、平成24年3月に催告書を発送後、これまで直近一年間、全く納付がなかった23件のうち、約70%にあたる16件の者が、平成24年9月末までに納付を再開。
- ・ なお、督促・催告を再三行っているにもかかわらず、支払を拒否している者に関して、現在1件支払督促に向けた処理を進めている。
- ・ 支払督促の途中段階である残債務の一括繰上請求を行ったところ、滞納者本人から分割納付の意思を示してきたため、本人からの収支報告を含めた収入状況等の把握に現在努めている。
- ・ 今後、一連の情報整理を実施した後、顧問弁護士に相談のうえ、今後の方針について慎重に検討していく。
- ・ 「不納欠損処理」では、昨年度、保護課発足以来、初めて実施。
- ・ 不納欠損処理の件数及び金額は、143件／1億25万6230円であり、その3／4にあたる約7,500万円が国庫負担金として交付された。
- ・ 昨年度は、前年度以前のものも含め遡り全件実施したため、比較的多額となっているが、今年度は現段階で約1,700万円を見込んでいる。

○来年度の拡充事業及び実施方針について

1. 来年度の拡充事業

来年度の保護課の拡充事業は下記の3点。

(1) 「生活保護情報専用ダイヤル」の開設

- ・生活保護制度の厳正な運用を図るため、「生活保護情報専用ダイヤル」を開設し、市民の方からの幅広い情報提供を募り、情報を積極的に活用していく。
- ・また、保護受給者の自立阻害要因の解消・不正受給の把握等を実施する「適正化推進支援員」をこれまでの2名体制から4名へと増員配置。

(2) 就労支援等事業の相談員増員

- ・保護受給者の自立支援対策として、平成24年度に引き続きさらに平成25年度については、就労自立支援強化のため、下記の人員を増員。
- ・「就労支援等事業」の相談員を2名、「就労意欲喚起支援事業」の相談員と開拓員を各1名ずつ計2名増員。
- ・「就労支援等事業」の相談員を2名、「就労意欲喚起支援事業」の相談員と開拓員を各1名ずつ増員。
- ・平成25年度は、就労関係では計9名体制で実施。
内訳は、「就労支援等事業」のキャリアカウンセラー3名、求人開拓支援員1名、中国残留邦人に関する就労支援相談員1名、計5名体制。「就労意欲喚起支援事業」のキャリアカウンセラー3名、求人開拓支援員1名、計4名。

(3) 子ども健全育成指導員の増員

- ・子ども健全育成の観点から「子ども健全育成指導員」を従来の2名から1名増員し、計3名体制で進めていく。

2. 保護課の「平成25年度実施方針」について

適正化に向けて、新年度は「自立支援対策」「不正受給対策」「制度改革の提言」を3本柱に据え取組んでいく。

(1) 自立支援対策

平成24年度は、「就労支援促進チーム」と「就労支援対象者仕分けプログラム」との実施により、リーマンショック以降、右肩下がりであった世帯稼働率が、平成24年10月末現在18.78%と平成19年度稼働率にまで持ち直し、一定の効果が見られる。

今後は、今年度の事業実施の検証を行い、さらなる就労支援の強化を図る。

①門真市生活保護就労支援促進チームについて

- ・保護課内に平成24年1月11日「門真市生活保護就労支援促進チーム設置要領」を施行し、今年度より本格的に「門真市生活保護就労支援促進チー

ム」の運用を開始。

- ・ 従来ケースワーカー個々人の力量に頼っていた就労指導を、組織的に行い保護受給者の自立を促すことがチーム設置の目的。
- ・ 構成員として、チーム取りまとめ役として課長補佐、補佐するリーダー・サブリーダー、さらに各班よりコーディネーターを配置。
- ・ 毎月コーディネーター会議を開催し、就労支援施策の調査研究や就労支援対象者の把握と調整、本市の就労支援促進事業、就労意欲喚起事業、ハローワークの「福祉から就労」支援事業との円滑な連携を検討。

②就労支援対象者仕分けプログラムについて

- ・ 早期の就労と就労への意識付けを目的とした「就労支援対象者仕分けプログラム」を平成 24 年度より実施。
- ・ 平成 25 年度から一部名称及び内容を変更し、「門真市就労支援プログラム」を実施予定。
- ・ 「門真市就労支援プログラム」では、稼働能力を有する保護受給者を、特に年齢・受給歴・勤続勤務歴の基準をもとに振り分け、アセスメントを実施し、対象者を円滑かつ効果的に支援事業に繋ぐ等の仕組みづくりを整備。
- ・ 従来は、対象者と相談員が、カウンセリングを重ねていくという方式としていたが、平成 25 年度からは、新たな取組みとして、初回カウンセリング時にケースワーカー・相談員・対象者との三者面談を必須とした。
- ・ 初回に三者面談を実施することにより、初期目標を設定するとともに、共有し、ケースワーカーが今後の自立支援に活かしていくように改めた。
- ・ 就労支援員による職場定着フォローの強化の一環として、就職者に対して、カウンセラーから手紙や来庁時を利用し、対象者に仕事の状況等の聞き取りの実施、併せて勤務先へ保護受給者の勤務状況等の聴き取りを実施することにより、離職の防止にも努める。
- ・ 離職者（退職・解雇）に対しても、再度三者面談を実施、離職事由の確認や原因把握に努め、再度支援プログラムに繋ぐものとする。
- ・ 平成 24 年度より「就労支援セミナー」を実施し、仕事とは何か・就職活動をするにあたっての心構え等を稼働能力を有する者に参加させ、受給期間の早い段階での就労意識付けを行っており、今後も実施していく。

③子ども健全育成事業について

- ・ 子どもの育成支援・福祉等に関する専門的知識及び経験を有する専門員を増員配置。
- ・ 子どもの健全育成等に関する支援及び指導を実施し、引き続き母子世帯等の生活環境の改善・自立助長の促進を図る。

(2) 不正受給対策

- ・ 適正化推進員 2 名を配置し、日常生活の把握が困難な保護受給の生活状況等の調査・確認を実施し、平成 25 年度より 2 名増員し 4 名体制で実施。

- ・ 電話等により提供された情報をもとにケースワーカーが、適正化推進員に調査を依頼し、適正化推進員が調査を実施後、調査結果によっては、保護受給者への指導等に活かしている。
- ・ 実績として、平成 25 年度 1 月末現在、新規調査件数が 52 件、月間調査件数 319 件、調査延件数 1,501 件、指導件数 29 件、廃止ケース 20 件、効果額は 15,576,965 円（※効果額は、廃止以降等に支払う必要が生じなくなった扶助費をさす）。
- ・ 平成 25 年度から、生活保護制度の厳正な運用を図るため、「生活保護情報専用ダイヤル」の開設を予定。
- ・ 設置の目的は、生活保護受給者の不正受給に関して、通常業務内では把握が難しい情報提供を募り、提供された情報をもとに事実確認を実施。
- ・ 寄せられる情報としては、生活保護費の不正受給・暴力団員等による不正受給、貧困ビジネス等による保護受給者の被害防止、緊急に支援を要する方の発見や独居者等の保護受給者の安否に係る情報等が想定される。
- ・ これら市民の方からの情報を提供により、生活保護行政のより一層の適正化に向け取り組んでいく。

（３）制度改革の提言

- ・ 「生活保護制度の適正化に向けた提案」を引続き実施。
- ・ 現行の社会保障制度のうち「生活保護制度」については、昭和 25 年の法律制定以来、産業構造の変化や雇用の流動化、高齢化の進展、社会保障改革等の生活保護を取り巻く社会環境が著しく変化しているにも拘らず、抜本的な改革がなされずに現在に至っている。
- ・ 近年、急激な景気の後退により、生活保護受給者は増加の一途をたどっており、門真市を含め保護率の高い市区町村においては、生活保護に要する負担増加から、様々な面で行政運営に支障をきたしている。
- ・ これまでも、国・府に対して、機会があるごとに危機的な状況を十分に認識してもらおうべく、様々な見地から社会経済情勢を考察し、新たな社会保障制度の構築等に早急に着手するよう要望書を提出してきた。
- ・ 今後も、これまで以上に、国・府の動向を注視し、制度整備を早急に実施するよう要望・働きをおこなっていく。

3. 元生活保護受給者に係る生活保護費費用徴収処分について

- ・ 元生活保護受給者 X 及び Y は、他人名義の通帳で銀行から預金を引き出した詐欺罪で、平成 22 年 10 月 26 日に逮捕された。
- ・ また、平成 23 年 1 月 27 日、Y の妹 A 氏に対する傷害致死罪で再逮捕され、「有印私文書偽造、同行使」、「詐欺」、「傷害」、「傷害致死」の罪で起訴された。
- ・ 両名の裁判は、第 1 審が平成 24 年 3 月 8 日から同 29 日まで、大阪地裁において裁判員裁判が行われ、実刑の判決が下された。

- ・ その後、両名高等裁判所へ控訴しいずれも控訴棄却された。
- ・ Yは最高裁判所に上告せず刑が確定。
- ・ Xは、現在最高裁判所に上告中。
- ・ 両名が生活保護受給期間中に、被害者（A氏）等から得た収入は、本来収入として申告すべきものを怠ったため、未申告分について、生活保護法第78条の規程に基づき、費用徴収処分を実施。費用徴収額については、現時点での本市の調査、門真警察署の捜査結果や裁判での傍聴記録等を総合的に検討した結果決定した。
- ・ 生活保護法第78条に基づく「費用徴収額決定通知書」は、拘留されているXに今後送付を予定している。

○質疑応答

1. 「生活保護情報専用ダイヤル」について

「平成25年度実施方針」の中で、特に「不正受給」に関しては、日々の生活を真面目に取り組んでいる市民の方々にとって、不正受給対策を的確にすることは市民からの信頼を高められる非常に大切な部分である。

先ほど、電話等により提供された情報をもとに調査等を実施したケースでは、実際に指導・廃止等の結果に繋がったものもあるとの報告があった。

ホットラインを設置していない状況下においても、非常に多くの市に対する苦情も含め情報提供があったように感じる。その中でも電話による情報提供が多くの割合が占められており、電話によるホットラインは非常に有効的な方法であると考えます。先ほど報告のあった指導・廃止に繋がった具体的な例について、教えて頂きたい。

また、電話も含めた情報提供について、保護課として十分な調査等、的確に対応できていたのかも併せて教えて頂きたい。

（事務局回答）

- ・ 一件、電話によるものではないが、手紙による情報提供の中で、告訴したケースがある。
- ・ 市に報告している門真市内の住居には居住実態がなく、寝屋川市で居宅しているようであるという情報提供があった。
- ・ 情報提供をもとに夏頃から2ヵ月程度内定調査を実施したところ、最終的に虚偽の居住報告をしていたことが判明し、告訴に至ったケースがある。
- ・ 受付件数105件と報告したが、苦情等を除いた場合、電話による情報提供は、自動車運転や異性交流等の具体的なものが多く、信憑性が高く事実に近い。
- ・ 寄せられた情報提供への対応は、今年度よりデータベース化した「報告書」を作成し、リスト化及び管理体制を整えた。

- ・ 具体的に報告書へは、「どのような情報が」「誰から寄せられ」「どのような内容」だったか等入力し、さらに適正化推進員と連携し「調査計画」や調査時間・場所等も踏まえた「調査結果」、「結果を踏まえた対応・指導」、「該当ケースの課題」等についても確認することができるようリスト化・管理されている。
- ・ さらに、「報告書」へは、警察OBの適正化推進員より、不正受給に対してどのようなポイントを確認すれば良いか等の着眼点も記載されており、ケースワーカー業務への助けとなっている。
- ・ こうした管理体制のもと「生活保護情報専用ダイヤル」が導入された場合も活用し的確に対応できるものと考えている。

○本部承認

○閉会